

## 栗原市移住生活体験住宅利用要領

	確認事項	注意事項
予 約	1 利用を申請する場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに、電話、メール等で体験住宅の空き状況を確認してから予約を行うこと。(メールの場合、時間は問わない)	<p>■利用対象者は、市外に住所を有し、市への移住を検討又は既に市へ移住の相談をしている者及びその家族、栗原市空き家情報登録制度に登録がある者及びその家族、その他特に必要と市長が認める者とする。</p> <p>■予約後に利用申請書、同意書及び身分証明書(住所等の分かるもの)の写しを添えて申請すること。</p>
申請(申込)	<p>1 申請は利用開始日の 60 日前から 14 日前までに行うこと。</p> <p>2 申請する場合は以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申請書(様式第 1 号)</li> <li>・同意書(様式第 2 号)</li> <li>・申請者の身分証明書(住所の分かるもの)の写し</li> <li>・その他必要と思われるもの</li> </ul>	<p>■利用の 14 日前までに申請書の提出がない場合、予約は、キャンセル扱いとなる。</p> <p>■同一対象者の利用は 4 回までとする。</p> <p>■2 回目以降の利用申請をする場合、前回の利用終了日後 30 日を経過した日から利用する日の 14 日前までに行うこと。</p>
決 定	<p>1 利用決定通知をもって決定とする。</p> <p>2 利用決定を受けた利用期間の延長はできないものとする。</p> <p>3 寝具は利用者自身で準備すること。</p>	<p>■利用決定後に利用を取り消す場合、速やかに市へ連絡すること。</p> <p>■自然災害等の理由により、予定していた利用を中止する場合がある。</p> <p>■上記により利用者に損害が発生した場合でも市では一切の責任を負わない。</p>
利 用 開 始	<p>1 利用開始時には利用決定通知書を持参すること。</p> <p>2 利用開始前に、職員の立会いのもと、利用に伴う注意・遵守事項の説明を受け、備品及び施設の状況を確認(チェックリスト有り)すること。(利用終了時に、備品等の破損や不足が生じた場合、利用者が修理費等を負担すること)</p> <p>3 職員から住宅の鍵とアンケート用紙等を受け取ること。</p> <p>4 以下の物は利用者が用意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具(利用人数分)</li> <li>・食材(調味料含む)</li> <li>・洗面用具(歯ブラシ等)</li> <li>・タオル、ティッシュ等</li> <li>・その他必要と思われるもの</li> </ul>	<p>■利用開始は、初日の午後 3 時以降からとする。</p> <p>■施設の備品は別紙 2 のとおり。</p> <p>■住宅や設備、備品に損傷又は滅失した場合は、速やかに市へ報告すること。</p>

利用期間中	<p>1 室内は清掃に努め、常に清潔を保つこと。</p> <p>2 利用期間中は、昼夜を問わず節度を持って利用すること。</p> <p>3 水道、電気、ガスの利用については、節約に努めること。</p> <p>4 冬期は水道の凍結に十分注意すること。(凍結防止帯のコンセントは抜かない) 万が一水道管が凍結し破損した場合及び備品を破損した場合、その原因が利用者にあるときは修理代を負担すること。</p> <p>5 冬期間の車の運転には十分注意すること。(冬タイヤを必ず装着すること)</p>	<p>■室内は禁煙とする。</p> <p>■ペットは屋内外問わず禁止とする。</p> <p>■台所以外(敷地内含む)での火気利用は禁止とする。(ただし、備付の暖房器具の利用は可能)</p> <p>■駐車場等での事故は利用者の責任において対処すること。</p> <p>■施錠はしっかり行うこと。万が一盗難にあった場合でも、市は一切責任を負わない。</p> <p>■冬期間は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行うこと。</p> <p>■降雪時には住宅の庭等の雪かきを行うこと。</p>
利用終了	<p>1 利用終了前に清掃(特に換気扇、ガスコンロ、流し台、お風呂、洗面所、トイレ)及びゴミを適正に処理すること。</p> <p>2 滞在中に出たゴミは利用者が原則持ち帰ること。</p> <p>3 利用終了時にアンケートを提出すること。</p> <p>4 利用終了時は、職員の立会いのもと住宅内外の清掃及び備品の状況を確認(チェックリスト有り)し、鍵を職員に返却すること。</p>	<p>■利用終了は最終日の午前10時までとする。</p> <p>■万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用は利用者が負担すること。</p> <p>■やむを得ず利用決定を受けた利用期間及び利用終了時間に変更が生じる場合は、速やかに市へ連絡すること。</p>
遵守事項	<p>◆利用期間中に起きた利用者の故意又は過失による事故については、利用者の責任となります。</p> <p>◆利用者の責により住宅や設備を損傷又は滅失した場合は、速やかに報告することとし、現状復旧のための費用負担をしていただきます。</p> <p>◆設備の維持管理に努め、清掃等を確実に行ってください。清掃道具や備品は元の場所に戻し、ゴミは原則持ち帰りをお願いします。</p> <p>◆栗原市が実施する定住施策に対して、要請があった場合は、協力をお願いします。</p>	

◆移住体験住宅 花山百目木  
〒987-2511  
住所：宮城県栗原市花山字本沢百目木17番地37  
電話：なし

◆移住体験住宅 花山向程野  
〒987-2521  
住所：宮城県栗原市花山字草木沢18番地  
電話：なし